自動車税種別割

自動車を所有しているという事実に担税力（税を負担する経済的な力）をみいだしてかかる税金です。道路損傷負担金的な性格もあわせもっています。

★ 納める人 ★

県内に主たる定置場のある自動車の所有者です。（軽自動車税種別割は市町村に納めます。）

ただし、割賦販売などで売主が所有権を留保しているものは、買主を自動車の所有者とみなして課税します。

所有者かどうかは、毎年４月１日現在の状況で判断します。

★ 納める額 ★

主なものは次のとおりです。（いずれも年税額）

ただし、『自動車税種別割のグリーン化』（※次ページ参照）が講じられているため、下記の税額と異なる場合があります。

乗　用　車

総　排　気　量	自　家　用		営　業　用
	令和元年10月1日以後に初回新規登録されたもの	左記以外	
1ℓ以下（電気自動車を含む）	25,000円	29,500円	7,500円
１ℓを超え1.5ℓ以下	30,500円	34,500円	8,500円
1.5ℓを超え２ℓ以下	36,000円	39,500円	9,500円
２ℓを超え2.5ℓ以下	43,500円	45,000円	13,800円
2.5ℓを超え３ℓ以下	50,000円	51,000円	15,700円
３ℓを超え3.5ℓ以下	57,000円	58,000円	17,900円
3.5ℓを超え４ℓ以下	65,500円	66,500円	20,500円
４ℓを超え4.5ℓ以下	75,500円	76,500円	23,600円
4.5ℓを超え６ℓ以下	87,000円	88,000円	27,200円
６ℓを超える	110,000円	111,000円	40,700円

トラック

最　大　積　載　量	自　家　用	営　業　用
５ｔ以下	8,000円～25,500円	6,500円～18,500円
５ｔを超え８ｔ以下	30,000円～40,500円	22,000円～29,500円

○自動車税種別割のグリーン化

◇地球温暖化防止と大気汚染防止の観点から、環境に優しい自動車の開発・普及の促進を図るために導入されたものです。

◇排出ガス及び燃費性能の優れた『環境負荷の小さい自動車』は、その性能に応じて税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した『環境負荷の大きい自動車』は、税率を重くする特例措置で、平成 14 年度から実施されています。

1　税率が軽減される自動車（軽課）

次の自動車は初回新規登録年度に応じて令和７年度の自動車税種別割が軽減されます。

初回新規登録年度	排出ガス基準	軽減率
令和６年度	電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車※	概ね75%

※平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合

○営業用乗用車については、上記に加え、一定の基準を達成しているものについて軽減措置（概ね75%、50%）があります。

⑴　軽減されるのは初回新規登録の翌年度分のみです。

令和５年度の初回新規登録で令和６年度に軽減対象となっていた自動車は、令和７年度から通常税率に戻ります。

（令和５年度に軽減対象車を取得→令和６年度分を軽減（令和７年度から軽減なし）
令和６年度に軽減対象車を取得→令和７年度分を軽減（令和８年度から軽減なし））

⑵　軽減率を乗じた税額の端数がある場合は500円単位に切り上げます。

（例）年税額43,500円（総排気量２リットル超2.5リットル以下の自家用乗用車）の場合
43,500円×50%＝21,750円→22,000円

★ お問い合わせ先 ★

●自動車税種別割のことは住所地を管轄する県民局税務部へお尋ねください。

TEL（086）233-9844　〒700-8604　岡山市北区弓之町6-1（備前県民局税務部課税課）

TEL（086）434-7071　〒710-8530　倉敷市羽島1083（備中県民局税務部課税課）

TEL（0868）23-1272　〒708-8506　津山市山下53（美作県民局税務部課税課）

自動車税種別割

2　税率が重くなる自動車（重課）

初回新規登録から一定年数（ガソリン車・LPG 車は13年、ディーゼル車は11年）を経過した次の自動車については令和７年度以降の自動車税種別割の税率が重くなります。

区　　分	初回新規登録の時期	乗用車 キャンピング車	バス、トラック※ 特種用途車
ガソリン車 ＬＰＧ車	平成24年３月31日以前	概ね15％	概ね10％
ディーゼル車	平成26年３月31日以前		

※平成27年度から重課の率が概ね10%から概ね15%に変更になりました。ただし、バス（一般乗合用バスを除く）、トラック（被けん引車を除く）及び特種用途車（キャンピング車を除く）は、引き続き概ね10%重課です。

⑴　電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除きます。

⑵　重課対象車となった自動車は抹消登録を行うまで重課された税率が適用されます。

⑶　重課率を乗じた税額の端数が100円未満の場合は切り捨てます。

（例）年税額39,500円（総排気量1.5リットル超え２リットル以下の自家用乗用車）の場合
39,500円×1.15＝45,425円→45,400円

★納　　税★

４月１日（賦課期日）現在の住所地を管轄する県民局税務部から送付される納税通知書で、毎年５月末日（令和７年度分の納期限は６月２日（月））までに納めます。早めに準備して早めに納めましょう。また、年度途中で自動車を購入した場合は、運輸支局に新規登録の申請の際、備前県民局税務部分室（自動車審査班）に申告して、月割りで納めることになっています。

４月１日（賦課期日）以降に抹消の登録をされた場合は、月割りで税金が還付（又は減額）されます。

［税額計算式］

$$\text{中途登録の場合の税額} = \text{年税額} \times \frac{\text{登録月の翌月から3月までの月数}}{12}$$

$$\text{抹消登録した場合の還付額} = \text{年税額} - \left(\text{年税額} \times \frac{\text{4月から抹消登録した月までの月数}}{12} \right)$$

（いずれも100円未満の端数は切り捨て）

★減　　免★

身体に障害のある人、精神に重度の障害のある人等が使用する自動車で一定の要件に該当する場合には、必要書類を添付し、減免申請書を提出することにより減免されます。詳しくは、住所地を管轄する県民局税務部へお問い合わせください。

自動車税種別割の納税には、「安全・便利・確実」な口座振替のほか、eL-QRによる電子納税がご利用いただけます。

○納税確認の電子化について

納税確認の電子化により、継続検査（車検）又は構造等変更検査を受ける際の納税証明書の運輸支局への提示は省略できます。

ただし、自動車整備事業者等から提示を求められる場合がありますので、納税証明書は自動車検査証と一緒に大切に保管し、売買の時には新しい所有者に引き継いでください。（他都道府県ナンバーに変更後、車検を受ける場合も同様です。）

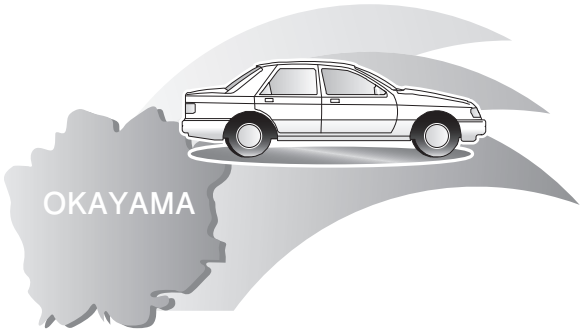

自動車に関する税金

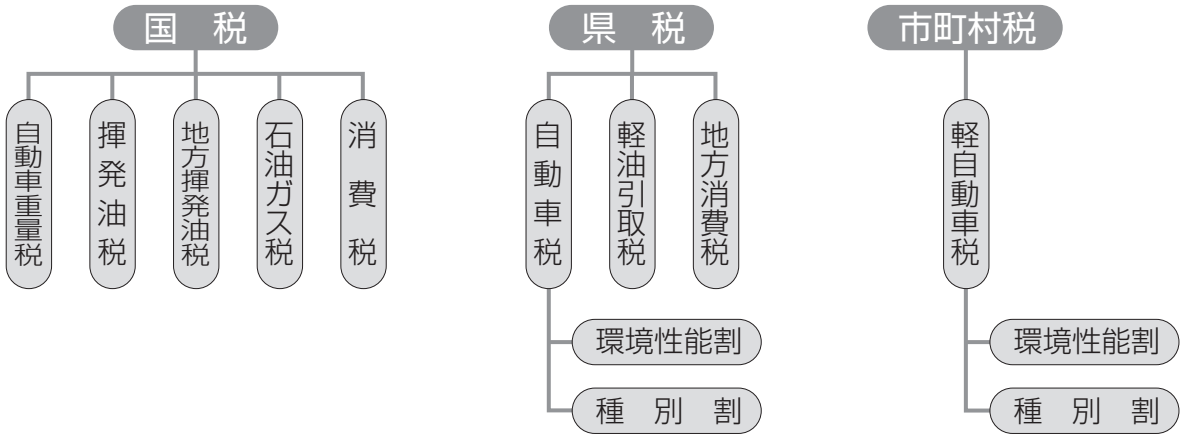

どのような場合にどの税がかかるのか

取得した場合	所有（保有）している場合	運転する場合
自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割 自動車税種別割 自動車重量税 消費税・地方消費税	自動車税種別割 軽自動車税種別割 自動車重量税 （継続検査（車検）を受けるとき）	消費税・地方消費税 ガソリン車……揮発油税 地方揮発油税 ＬＰＧ車……石油ガス税 ディーゼル車……軽油引取税